

第108回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和元年5月8日(水) 午前10時から午前11時40分まで

開催場所：大阪府咲洲庁舎23階 中会議室

案 件	審議結果等
(仮称)ドラッグコスモス太秦桜が丘店(寝屋川市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)ドラッグコスモス西浦店(羽曳野市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)イオン藤井寺ショッピングセンター(藤井寺市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。 大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 市道岡1号線の相互通行において、来退店車両等の交錯、市道岡34号線への誤進入が懸念されることから、案内看板の設置や交通整理員の配置等により来店車両等への的確な誘導を行い、円滑かつ安全な交通対策を講じること。 また、営業開始後において、周辺的生活環境に問題が生じた場合は、関係機関等と十分協議の上、適切に対応すること。
ジョーシン高槻店(高槻市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。